

# ミズノスポーツスクール 規約

本規約において「会員」とは、本スクールに入会し、所定の手続きを完了した受講者または保護者を指します。未成年者が受講する場合は、保護者を契約当事者とします。

## 第1条 (名称・目的)

本スクールは「ミズノスポーツスクール」（以下「本スクール」という）と称し、スポーツを通じて健全な心身の育成および技術向上を目的とします。

## 第2条 (所在地)

本スクールの事務所は、紀の川市民体育館（紀の川市花野604-2）に置きます。

## 第3条 (運営)

本スクールの運営は、指定管理者きのかわスポーツライフ創造パートナーズが行います。

## 第4条 (入会費・年会費・受講料)

1. 入会金・年会費・受講料は別途定める金額とし、原則としてクレジットカード決済による前月25日の支払いとします。
2. 月途中で入会した場合、当該月の残りの受講回数分の受講料のお支払いと受講することができます。
3. 納入された入会金・年会費は、いかなる理由においても返金しません。
4. 休会または退会をした場合、理由の如何を問わず、すでに納入された受講料の返金は行いません。
5. 本スクールの都合による休講等が発生した場合は、原則として振替を行います。ただし、振替日を設定できない場合に限り、当該受講料を返金することがあります。
6. クレジットカード決済が期限切れ、限度額超過等の理由により完了しなかった場合、会員は速やかに所定の方法により支払うものとします。

## 第5条 (入会資格)

本スクールに入会できる者は、スポーツを行うのに適した健康状態であり、本スクールの目的および本規約を理解し遵守できる者とします。

未成年者が受講する場合は、その保護者を契約当事者とします。

## 第6条 (会員の遵守義務)

会員は、コーチの指示に従い、エチケット及びマナーを守り、他の会員に迷惑をかけないよう努めるものとします。また、自己の健康管理に十分留意し、各自の責任において参加するものとします。

## 第7条 (会員資格の取消)

スクールの名誉を著しく損なう行為、本規約に違反する行為があった場合、会員資格を取り消すことがあります。

## 第8条 (休講・振替)

天災、災害、社会的要請、施設都合、講師都合等、やむを得ない事情により休講となる場合があります。休講となった場合は、原則として振替を行いますが、振替日を設定できない場合は、第4条第5項に基づき返金対応を行なうことがあります。

## 第9条 (休講判断)

警報・特別警報発令時は施設が休館となります。また、休講の判断は、本スクールが行います。

## 第10条 (怪我・体調不良時の対応)

受講中に発生した怪我、体調不良等について、スクールは可能な範囲で応急処置を行いますが、その後の通院・治療・経過については会員の責任とします。また、既往症・持病等がある場合は、事前に申し出るものとします。

## 第11条 (免責事項)

本スクールの活動中に発生した事故、怪我、盗難、紛失等については、本スクールの故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

## 第12条 (規約の変更)

本規定に定めのない事項および運営上必要なルールについては、本スクールが定めます。規約を変更する場合は、書面にて通知し、通知後も継続して受講した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

## 第13条 (個人情報取り扱い)

会員の個人情報は、連絡、運営管理、イベント案内等の目的に限り使用し、適切に管理します。

## 第14条 (写真・動画の取り扱い)

スクール活動中に撮影された写真・動画について、スクールは広報、記録、運営管理の目的に限り使用することができます。使用を希望されない場合は、事前に申し出るものとします。

この規約は2026年2月から施行する。

会員控え